

「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る

情報発信業務委託 提案募集要項

この要項は、「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」(平成 31 年 1 月策定)の推進の一環として、ポータルサイトやSNS等での情報発信業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続について必要な事項を定めるものです。

1 委託業務の名称

「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る情報発信業務

2 委託業務の目的及び内容

仕様書のとおり

3 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者は、下記(1)から(8)までに掲げる要件を全て満たしていることとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 公募開始日から契約日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 京都市内に事務所を有すること又は京都市内を活動の拠点としていること。
- (4) 提案した企画内容を自ら遂行するために必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦若しくは支持し、又は反対することを目的とする団体でないこと。
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

4 応募手続等

(1) 必要書類の提出

ア 本業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出してください。

(ア) 参加希望申出書〈6部（原本1部及び複写5部）〉**第1号様式**

(イ) 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）〈6部〉

なお、任意団体にあつては規約及び構成員名簿も提出してください。

(ウ) 業務実施体制表及び従事者の経歴〈6部〉**【任意様式】**

なお、本業務の従事者等の実施体制については、業務完了まで特別な事情がない限り変更することはできません。

(エ) 業務実績調書〈6部〉**第2号様式**（独自事業の場合は**【任意様式】**）

本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載し、契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ）等を添付してください。（複数の業務実績を有する場合は、最大5件まで。）

また、提案者の独自事業として実施している場合は、その概要を記載する（任意の様式）とともに、内容が分かる資料等を添付してください。

(オ) 企画提案書〈6部（原本1部及び複写5部）〉**【任意様式】**

仕様書の内容を踏まえ、簡潔に分かりやすくまとめてください。

※ ページ数の上限はなく、適宜、カラーによる文字、図表や写真等を用いても問題ありませんが、用紙サイズはA4とします。

(カ) 見積書〈6部（原本1部及び複写5部）〉**第3号様式**

本業務の受託見積金額を記入してください。また、第3号様式とは別に具体的な内訳が明記された見積書（任意様式）も提出してください。

(キ) 最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書

（非営利団体等にあつては、これらに相当する書類）〈1部〉

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）〈1部〉

※ 任意団体、個人の場合は不要

(イ) 印鑑証明書〈1部〉

(ウ) 納税証明書（国税及び京都市税）〈1部〉

(エ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）〈1部〉**第4号様式**

(オ) 使用印鑑届〈1部〉**第5号様式**

(カ) 誓約書〈1部〉**第6号様式**

※ (ア)～(ウ)については、参加希望申出日前3箇月以内に発行のもの。

(2) 提出期限

令和5年3月15日（水）午後5時まで

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

直接持参又は郵送

イ 提出場所

京都市総合企画局プロジェクト推進室 プロジェクト推進第二担当

〒604 - 8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所分庁舎地下 1 階（担当：星野、河北）

※ 直接持参する場合の提出時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします（京都市の休日を定める条例に規定する本市の定める休日には、書類の提出はできません）。

※ 郵送の場合は、締切日時までに到達確認の連絡を入れてください。

(4) 提案に際しての参考資料

- ・ 「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000247061.html>

- ・ ポータルサイト「にし ZINE」

<https://nishizine.city.kyoto.lg.jp/>

- ・ Facebook「にし ZINE」

<https://www.facebook.com/nishizine.kyoto/>

- ・ Twitter「にし ZINE」

https://twitter.com/nishizine_kyoto

※ 企画提案書の作成に際し、本要項のほかに京都市から提案者に提供する資料はありません。また、現地調査の立ち会い等もいたしません。提案に際し、必要と思われる事項については提案者において調査してください。

(5) 本プロポーザルに関する質問・回答について

ア 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式自由）により、電子メールで次のアドレスに送信してください。

【メールアドレス】 project@city.kyoto.lg.jp

【質問の受付期限】 令和 5 年 3 月 8 日（水）午後 5 時まで

イ 質問に対する回答

令和 5 年 3 月 10 日（金）を目途に、本市ホームページに掲載します（質問者に対する個別連絡はいたしません。）。

5 受託候補者の選定

(1) 選定方法

企画提案書による評価を行い、その順位を決定し、最も高い評価を得た提案者を受託候補者として選定します。ただし、同点の場合は、市内中小企業に該当するものを上位とします。

なお、提案内容の評価が 60 点に満たない提案者は、本プロポーザルによる受託候補者に選定されません。

(2) 評価基準等

別添『「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る情報発信業務の委託に係る提案の評価要領』に基づき評価します。

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果については、プレゼンテーション実施の後、速やかに、書面により全ての提案者に通知します。また、選定した受託候補者（評価点）、その他の提案者についてホームページに掲載します。

(4) 選定されなかった理由の説明

受託候補者に選定されなかった提案者は、その理由について、上記(3)の通知を受領した日から休日を除く 7 日以内に、書面の提出により説明を求めることができます。

回答は、説明を求めることができる最終日から起算して休日を除く 7 日以内に、書面により行います。

6 委託契約

(1) 契約締結

受託候補者の提案内容を踏まえ、受託候補者と協議のうえで本市が契約用仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を締結します。

受託候補者と契約内容の合意に達しない場合は、順位に従って順次協議を行い、合意に達したときはその者と契約します。

なお、受託候補者とは、予算執行が可能となる令和 5 年 4 月 1 日以降に委託契約を締結します。ただし、本件に係る予算が成立しないときは、通知は無効となります。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が発生している場合でも、その費用を京都市に請求することはできません。

(2) 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(3) 委託料上限額

950,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 支払条件

委託料は原則として、成果品検収後、受託者の請求により支払います。ただし、受託者の財務状況により、事前に一定額を支払う「概算払い」を行う場合があります。

7 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めません。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となる場合があります。
- (5) 見積書に記載された見積金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となります。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。
また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。
- (7) 本業務の受託によって、本件に関連する業務委託等を優先的に受託できることはありません。また、関連する業務委託の受託資格に影響を及ぼすこともありません。
- (8) 本業務について、包括的な業務の再委託は禁止します。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ることとします。

京都市総合企画局プロジェクト推進室 プロジェクト推進第二担当

(担当：星野、河北)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地（分庁舎地下 1 階）

TEL：075-222-3992 FAX：075-213-0443 MAIL：project@city.kyoto.lg.jp